

茨城県報

第 7 2 3 2 号

昭和59年 4 月 2 日

月 曜 日

目 次

告 示

●結核予防法に基づく医療機関の指定等（保健予防課）	1	ページ
●道路の区域変更（5件）（道路維持課）	2	
●道路の供用開始（2件）（ " ）	4	
●公金徴収事務の委託（文化課）	5	

公 告

●危険物取扱者試験の実施（消防防災課）	5
●争議行為の予告通知の公表（労政課）	10

正 誤

●昭和59年 3 月 1 日付け茨城県報号外第31号中	10
●昭和59年 3 月 19日付け茨城県報第7228号中	10

告 示

茨城県告示第503号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので告示する。

昭和59年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 日 年 月 日
新 澤 医 院	東茨城郡美野里町堅倉995	新 澤 新	59. 2. 15
神 立 病 院	土浦市神立町4562	平 塚 進	59. 4. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 日 年 月 日
神立中央クリニック	土浦市神立町4562	平 塚 進	59. 3. 31

上牧小児科医院

下館市甲482

上 牧 順 三

59. 3. 14

茨城県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字川山 字金光寺前178番2地先から 久慈郡大子町大字下野宮 字石原道下3343番1地先まで	旧	メートル 最大 34.00	メートル 5,546.97	
		最小 4.50	5,049.17	
		最大 51.00		
		最小 12.00		
久慈郡大子町大字川山 字金光寺前178番8から 久慈郡大子町大字下野宮 字石原道下3343番1地先まで	新	最大 51.00	5,049.17	旧道処理のため区域 変更
		最小 12.00		

茨城県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下入野水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市元川町アラヤ921番4から	旧	メートル 最大 13.00	メートル 1,160.00	
		最小 6.50		
東茨城郡常澄村六反田原付 1237番まで	新	最大 26.00	1,160.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 7.00		

茨城県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下野宮停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字下野宮 字沢口2252番2地先から 同郡同町同大字同字2252番6まで	旧	最大 ^{メートル} 9.00	77.00 ^{メートル}	
		最小 6.00		
久慈郡大子町大字下野宮 字沢口2252番2地先から 同郡同町同大字字落合 1654番2地先まで	新	最大 11.00 最小 5.00	550.00	国道118号の旧道区間 473mを編入するための 区域変更

茨城県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小岩戸赤塚停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字野曾 字湛沼下13番1から	旧	最大 ^{メートル} 8.00	700.00 ^{メートル}	
		最小 4.00		
東茨城郡内原町大字下野 字大谷原752番1まで	新	最大 19.00 最小 11.00	700.00	道路改良工事による 区域変更

茨城県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字光1地先から 鹿島郡鹿島町大字粟生 字東山2638番3まで 鹿島郡神栖町大字居切 字海岸砂地1909番4から 鹿島郡鹿島町大字粟生 字東山2638番3まで	旧	メートル 最大 24.00 最小 6.00 最大 45.60 最小 17.00	メートル 3,253.00 4,098.00	
鹿島郡神栖町大字光1地先から 鹿島郡鹿島町大字粟生 字東山2638番3まで 鹿島郡神栖町大字居切 字海岸砂地1909番23から 鹿島郡鹿島町大字粟生 字東山2636番12まで	新	最大 24.00 最小 6.00 最大 45.60 最小 14.80	3,253.00 4,079.50	道路付替工事完了に伴う区域変更

茨城県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道鹿島港線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡神栖町大字居切字海岸砂地1909番23から
鹿島郡鹿島町大字粟生字東山2636番12まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年4月2日

茨城県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道取手水海道自転車道線
- 2 供用開始の区間
北相馬郡藤代町宮和田字東正寺裏514番5地先から
同郡 同町 山王字前畑179番1地先まで
北相馬郡藤代町山王字前畑110番地先から
筑波郡伊奈村大字長渡呂字立野98番3地先まで
筑波郡伊奈村大字青木字中谷原546番8地先から
同郡 谷和原村大字鬼長字白田77番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年4月2日

茨城県告示第511号

茨城県立歴史館に係る入館料及び使用料の徴収事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第158条第1項の規定により、財団法人茨城県教育財団理事長に次のとおり委託した。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

委 託 期 間 昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで

公 告

●危険物取扱者試験の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定に基づき、昭和59年度第1回危険物取扱者試
験を次により行う。

昭和59年4月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和59年度 第1回危険物取扱者試験要領

1 試験の種別

乙種(全類)危険物取扱者試験

丙種 危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日 時 昭和59年6月24日(日)

試験の種別	時 間	集 合 時 間
乙種(各 類)	10.00～11.45	9時30分まで
乙種(一部科目免除の者)	10.00～10.30	
丙 種	10.00～11.15	

(2) 場 所

ア 水戸地区試験会場

水戸市元吉田町1101

茨城県立水戸工業高等学校

水戸市笠原町1284

茨城県立緑岡高等学校

イ 日立地区試験会場

日立市若葉町3-15-1

茨城県立日立第一高等学校

ウ 土浦地区試験会場

土浦市文京町3-8

土浦市立土浦第一中学校

エ 下館地区試験会場

下館市下中山590

茨城県立下館第一高等学校

オ 鹿島地区試験会場

鹿島郡鹿島町宮中2561

茨城県立鹿島高等学校

(注) 水戸地区試験場は願書受付の際会場を指定します。

3 受験資格

(1) 乙種危険物取扱者試験

許可をうけた危険物施設において、6カ月以上受験しよとする類の実務経験を有する者。

ただし、乙種危険物取扱者免状所有者が他の類の乙種危険物取扱者試験を受験する場合は実務経験は必要ありません。

(2) 丙種危険物取扱者試験

資格要件はありません。

4 受験願書の受付期間及び受付場所

受験願書の受付は、下表により受験しようとする会場ごとに行います。ただし、日立、土浦、下館、鹿島の各地区会場で受付ができなかつた方は、水戸地区試験会場の受付期間中に限り他の会場を指定して受付ができます。

試 験 会 場	受 付 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
水戸地区会場	昭和59年5月 16, 17, 18 (水)(木)(金)	9時30分から 16時00分まで	水戸市三の丸1-5-38 茨城県庁 (本庁舎会議室)
日立地区会場	14 15 (月) (火)	"	日立市会瀬町4-9-13 茨城県立中小企業福祉センター (3階会議室)
土浦地区会場	7 8 (月) (火)	"	土浦市文京1-46 土浦市消防本部 (2階会議室)
下館地区会場	14 15 (月) (火)	"	下館市二木成615 茨城県下館合同庁舎 (2階会議室)
鹿島地区会場	10 11 (木) (金)	"	鹿島郡神栖町溝口4991 鹿島南部地区消防本部 (別館会議室)

5 試 験 科 目

○ 乙種危険物取扱者試験

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する基礎概論
- イ 第1類から第6類までのうち、受験に係る類の危険物に共通する特性
- ウ 第1類から第6類までのうち、受験に係る類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法
- エ 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質
- オ 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

○ 丙種危険物取扱者試験

(1) 燃焼及び消火に関する基礎知識

- (2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
 - ア 丙種危険物取扱者の取り扱うことができる危険物の性質に関する基礎知識
 - イ 丙種危険物取扱者の取り扱うことができる危険物の火災予防及び消火の方法
- (3) 危険物に関する法令

6 試験の方法

乙種，丙種いずれも筆記試験（択一式）です。答案はコンピューター採点のため鉛筆（HB）以外は使用できません。

7 試験科目の免除

○ 乙種危険物取扱者試験

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者が，他の類の乙種危険物取扱者試験を受験する場合は，前記5の乙種危険物取扱者試験科目のうち，(1)の基礎物理学及び基礎化学，(3)の危険物に関する法令の試験科目を免除します。
- (2) 火薬類取締法第31条第1項の規定による甲種，乙種火薬類製造保安責任者免状若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種，乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者が，乙種危険物取扱者試験のうち，第1類又は第5類を受験する場合は，前記5の乙種危険物取扱者試験科目のうち，(1)のア及びイ並びに(2)のイ及びエの試験科目を免除します。
- (3) 前2項によつて免除を受けようとする場合は，受験願書の提出の際に必要な事項を願書の既得免状の記載欄に記入し免状の写（コピーしたもの。）を添付して下さい。これを添付しない場合は，免除を認めません。

8 受験の手続

(1) 受験願書の配布先

茨城県総務部消防防災課，各消防本部及び消防本部未設置町村役場です。

(2) 受験種別の範囲

- ア 乙種危険物取扱者試験（1種類の受験に限定する。）
- イ 丙種危険物取扱者試験

(注) 乙種と丙種を同時に受験することはできません。

(3) 提出書類

○ 乙種危険物取扱者試験

- ア 受験願書
- イ 事業主の実務経験証明書（願書に記載された方法によること。）
- ウ 写真（上三分身像，脱帽，正面向，縦4cm，横3cmで願書提出前6カ月以内に撮影したもの）

の。)を願書に貼付して下さい。

- エ 前記 3(1)ただし書によつて実務経験を必要としない者及び前記 7 によつて試験科目が免除される者は、既得免状の写(コピーしたもの。)を願書の裏面(既得免状添付欄)に貼付するとともに、願書右下の「既得免状」欄に所定の事項を記入して下さい。

○ 丙種危険物取扱者試験

ア 受 験 願 書

イ 写真(乙種危険物取扱者試験と同じ)

(4) 受 験 手 数 料

イ 乙種危険物取扱者試験手数料 2,000円

ウ 丙種危険物取扱者試験手数料 1,600円

上記金額の手数料を、茨城県収入証紙で受験願書の手数料欄(消印しないこと。)に貼付して下さい。(裏面でもよい。)なお、この手数料は、申込の取消又は受験しなかつた場合でも返還しません。

(5) 受験願書の提出

受験しようとする者は、受験願書に定められた事項を楷書で明記し、4の表により希望する試験会場の受付期間内に指定する受付場所の受付機関(県消防防災課)に直接提出して下さい。

(注) 郵送は認めません。

(6) 受験票の交付

(4)により受付された者には、その場で受験番号を記入した受験票を交付します。

9 合格者の決定及び発表

(1) 決 定 方 法

各試験とも、各試験科目の成績が一定の合格基準に達した者を合格者と決定します。

(2) 発 表

合格者については、昭和59年7月6日(金)に茨城県総務部消防防災課前において掲示発表し、更に合格者のみ文書で通知します。

10 そ の 他

- (1) 受験願書等を8の(1)に対し郵送で請求する場合は、あて先を明記し郵便切手170円を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- (2) 受験願書の受付(提出)後の試験会場の変更は認めません。
- (3) 8の(4)の受験願書の提出の場合、願書の記載に不備があるときは受理されません。
- (4) 試験当日の各試験会場には駐車場の準備はありません。
- (5) その他、受験手続きについて不明な点がある場合は、茨城県総務部消防防災課に問い合わせして下さい。(電話0292(2)8 1 1 1内線2433,)

●**争議行為の予告通知の公表**

茨城県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長山口真一から、和昭59年 3 月 24 日労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第37条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和59年 4 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 事 件 | 賃金引上げ等の要求について |
| 2 | 日 時 | 昭和59年 4 月 4 日以降本問題が解決に至るまでの期間 |
| 3 | 場 所 | 次の病院及び事業所の全職場
水戸市宮町 3-2-7 総合病院水戸協同病院
高萩市安良川267 高萩協同病院
土浦市真鍋新町11-7 総合病院土浦協同病院
取手市大字寺田5901-1 総合病院取手協同病院
猿島郡境町2189-1 猿島協同病院
水戸市梅香 1-1-4 農協会館内 茨城県厚生農業協同組合連合会本所
土浦市真鍋新町 9-35 土浦協同病院附属高等看護学院 |
| 4 | 概 要 | あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独若しくは併用して実施する。 |

正 誤

●昭和59年 3 月 1 日付け茨城県報号外第31号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から11	「及び」を「並びに」	「及び通し番号」を「並びに通し番号」

●昭和59年 3 月 19 日付け茨城県報第7228号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	8	茨城県高萩土木事務所	茨城県下館土木事務所

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
 (休日の繰合は場り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県水戸市城東 1 丁目 5 番 5 号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所